

## 生活の規約

### 1 目的

この規約は、校訓「質実剛健にして美しく」の理念のもと、質素にして誠実な生活態度を身につけ、いかなる困難にも屈しない強固な意志と剛健な身体をもち、地域社会の発展に貢献できる人材を育成することを目的とする。

### 2 校内生活

校内生活は互いに人格を尊重し、規律を守り、学習活動と部活動に励み、充実した高校生活を送れるよう努力する。次の点に留意する。

- (1) 校内に、授業その他の研修に不必要な金品や遊具を持参しないこと。
- (2) 校内に携帯電話やスマートフォン等の情報機器を持ち込む際には、電源を切り、個人ロッカーに入れ、必ず施錠する。
- (3) 学校の施設・設備は大切に取扱い、破損した場合は速やかに担当教員及びHR担任に申し出ること。
- (4) 欠席・遅刻・早退の連絡は必ず保護者からCラーニング又は、電話でHR担任に伝えること。事前に分かる場合には、生徒手帳の「学校家庭連絡・諸届欄」にその旨を記入・捺印し、HR担任に提出すること。
- (5) 8:40以降遅刻した時は、職員室前の「遅刻カード」に必要事項を記入し、教頭に入室許可を受け、授業担当（HR担任）に提出すること。
- (6) 登校後、許可なく学校外に出ないこと。外出が必要な時は、HR担任に申し出て外出許可を得ること。

「学校家庭連絡諸届欄」（生徒手帳）に記入する。

### 3 校外生活

校外生活は校内で培われた生活態度があらわれ、社会的評価を受ける場でもある。次の点に留意する。

- (1) 外出の際は、行先や帰宅時間を保護者に伝えてから出かけること。夜間外出は原則として21時までとする。「静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例」では、23時から翌朝4時までは補導対象となっている。
- (2) 外泊は、必ず保護者の了解を得ること。
- (3) 旅行、登山、キャンプ等は、保護者の承諾を得ること。必要に応じて「学割発行申込書」（様式第16号）を提出すること。ただし、冬山登山は禁止する。
- (4) 下記のことは、禁止する。

ア 触法行為

イ 暴力・いじめ行為

ウ 不健全な飲食店、遊技場、風俗営業店の出入り（パチンコ・クラブ・居酒屋等・マージャン荘・ビリヤード・ダーツ・インターネットカフェ等）  
ゲームセンター及びカラオケボックスは保護者同伴のみ可。

エ 深夜徘徊

オ 危険ドラッグ・違法薬物等の乱用

カ 爆発物の製造及び使用

キ 有害図書購入、閲覧及び持参（インターネットの有害サイトへのアクセスを含む）

ク SNSへの不適切な書き込み・画像等の掲載

### 4 服装等

(制服等について)

\*\*\*\*\*

- 1 登下校・校内生活の服装は指定の制服とし、プレザ着用時には所定の位置に校章（バッジ）をつける（別図参照）。ただし、学校行事等で指示されたものを着用する場合はその指示に従うこと。
- 2 制服は下記に示したものであるから、規準を厳守すること。
  - イ 制服は、男女とも学校指定のプレザーを着用すること。
  - ロ 女子のスカートは、ジャストウエストで着用したうえでスカート丈が膝蓋骨にかかる範囲内とする。
  - ハ 男子のズボン、腰骨の上端にベルトの下端がかかるように着用し、裾を引きずらない長さとする。また、必ず華美でないベルトを着用すること。
  - ニ ワイシャツは学校のマーク入り（刺繍）の指定されたものを着用すること。夏季は半袖のものを着用してもよい。
  - ホ ワイシャツはズボン、スカートの中に入れること。また、第2ボタン以降をはずしたり、上着の上に襟を出してはならない。肌着は目立たない色とする。（胸部付近のワンポイントマークは可）
- 3 登下校用の靴は革靴又は運動靴とし、型・色は高校生にふさわしいものとする。
- 4 靴下は白又は、黒・紺とし、装飾的なものは禁止する。ただし、女子に限り冬期タイツを着用してもよい。（色は黒・紺の無地）

(男子)

冬服 背広型制服（学校指定の型）ネクタイなし

上着：テラーカラー・シングル2つ釦

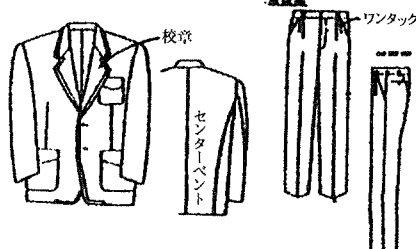
ズボン：ベルト切替付ワンタック

指定Gマーク付

ワイシャツ：ボタンダウン 指定マーク付（T60/C60）

セーター：白地に紺のライン入 Vネック指定マーク付

ニットベスト：白地に紺のライン入 Vネック指定マーク付



(女子)

冬服 スーツ型 ニツ釦（学校指定の型）ネクタイなし

上着：テラーカラー・シングル2つ釦

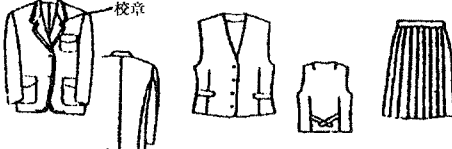
ベスト：シングル4つ釦

スカート：24 車ヒダ 指定Gマーク付

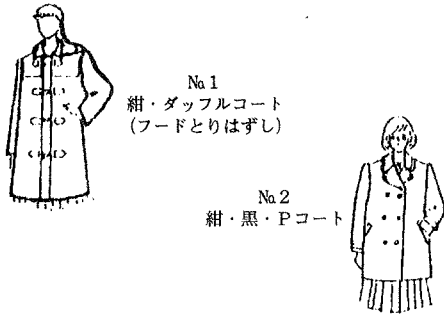
ワイシャツ：ボタンダウン 指定マーク付

セーター：白地に紺のライン入 Vネック指定マーク付

ニットベスト：白地に紺のライン入 Vネック指定マーク付



- 5 防寒衣料（マフラー、オーバーコート）について  
 イ マフラー・ネックウォーマー等は華美でないものとする。  
 ロ 防寒コートは制服でないから着用しなくてもよい。着用の場合は下記の基準にあわせて着用すること。  
 なお、下記のもの以外については許可を得て着用する。
- 6 以上の服装について違反した場合、学校として実情に応じた指導をする。
- 7 通学用バッグは、学校指定または市販のバッグ（華美でないリュックサック型または手提げ型※）を使用する。  
 ※開口部を閉じられるもの。



## 5 頭 髪

- 1 頭髪は、清潔なものとし、加工は一切禁止する。眉毛についても同様に手を加えない。（染色、脱色、カール、パーマ、アイパー、エクステンション等は一切禁止）
- 2 男子の頭髪は、さっぱりとした髪型とし、耳や制服の襟にかからない長さとする。特異な髪型は禁止する。
- 3 男女とも前髪は眉毛にかからない程度とする。

（化粧・装飾品について）

- 1 化粧その他の加工を禁止する。
- 2 ピアス、ブレスレット、ネックレス、指輪等装飾品の着用を禁止する。

\*\*\*\*\*

## 6 交 通 安 全

（自転車通学者について）

- 1 自転車通学者は所定の届を提出し許可を受け、許可証（ステッカー）を車両の泥よけ等の見えやすい位置に貼付する。  
 また、許可する条件として、自転車保険又は、それに類する保険（総合保険）に加入しなければならない。
  - 2 自転車は指定された自転車置場に整理して置き、必ず2ヶ所以上施錠すること。
  - 3 常に点検・整備（特にブレーキ・ライト等）は怠らないこと。
  - 4 交通マナーをよく守り、交通事故に遭わないように安全に十分留意すること。  
 特に次の事項については厳守すること。
    - ・左側を一路で走行すること。並列走行禁止。
    - ・二人乗りやスピードの出しすぎ・信号無視及び一時不停止は絶対にしないこと。
    - ・歩行者の迷惑にならないように走行すること。
    - ・日没時には必ずライトを点けること。
    - ・雨天時には必ずレインコートを着用すること。傘差し運転は禁止。
    - ・携帯電話やスマートフォン、イヤホン等（片耳も不可）を使用しながらの運転は禁止。
    - ・ドロップハンドル、アップハンドル等の危険が伴う変形ハンドルによる運転の禁止。
    - ・自転車利用の際は、ヘルメットの着用が努力義務である。
- ※交通法規（マナー）及び上記の厳守事項等に違反

した者は、審議の上、通学許可を一定期間取り消すこともある。

- 5 道路交通法違反等で警察の指導を受けた場合や、交通事故を起こした場合には、すみやかにHR担任・生徒課に申し出ること。

## 7 長期休業中及び長期休業中以外（特別）のアルバイト

- (1) 長期休業中のアルバイト  
長期休業中（1年次は冬季休業以降から可）のアルバイトは、次に定める条件の範囲以内で、保護者の責任において認める。その際、事前に「長期休業中アルバイト届」（様式第2号）をHR担任に提出し手続きを行う。雇用承諾書は雇用者が記入する。  
ア 成績不振者、行動面で問題のある者は認めない。  
イ 就業期間は、夏季休業中は20日以内、冬季・春季休業中は10日以内とする。  
ウ 就業時間は、18時までとする。  
エ 職種は、高校生にふさわしくない仕事や危険を伴う仕事は認めない。（ガソリンスタンド、娯楽施設、居酒屋等）  
オ 就業中は、「アルバイト許可証（生徒手帳）」を携帯すること。  
カ アルバイト期間終了後は報告書を提出すること。
- (2) 長期休業中以外（特別）のアルバイト  
長期休業中以外のアルバイトは原則として禁止する。ただし、家庭の事情等（経済的理由等）がある場合は、保護者とHR担任等が話し合い、その必要性を確認した後、「特別アルバイト許可願」（様式第4号）をHR担任に提出し、学校長の許可を受けなければならない。生徒手帳の「アルバイト許可証」に必要事項を記入し、HR担任に提出する。ただし、次の条件によるものとする。  
ア 成績不振者、行動面で問題のある者は認めない。  
イ 就業期間は、原則として週3日以内（基本は平

- 日1日及び土、日）とする。  
ウ 就業時間は、20時までとする。  
エ 職種は、高校生にふさわしくない仕事や危険を伴う仕事は認めない。（ガソリンスタンド、娯楽施設、居酒屋等）  
オ テスト1週間前及びテスト期間中はアルバイトを禁止する。  
カ 就業中は、「アルバイト許可証（生徒手帳）」を携帯すること。  
キ 毎月初めに前月の報告書を提出すること。  
上記の条件を守れなかった場合及び「無届」の場合は、その場でアルバイトを中止し、学校の指導を受ける。以後のアルバイトは原則として禁止する。



## 8 懲戒及び指導措置規定

- 生徒の懲戒及び指導措置は、下記のとおりとする。
- (1) 本校生徒の懲戒は、退学、停学及び警告とする。
  - (2) 事例により謹慎、校長（教頭）訓戒、学年部訓戒等の指導処置とすることができる。
    - ア 謹慎  
謹慎は、家庭において無期謹慎及び有期謹慎とする。ただし、特別な事情がある場合は、登校（学校）謹慎とすることがありうる。
    - イ 訓戒  
訓戒は、校長（教頭）、生徒課長、学年主任等によるものとする。
  - (3) 懲戒又は指導措置の対象生徒は、次に該当する者とする。
    - ア 触法行為
      - ㊦ 喫煙、喫煙具所持及び喫煙同席
      - ㊧ 飲酒及び飲酒の同席
      - ㊨ 県条例による有害指定の雑誌・玩具等の所持
      - ㊩ 不健全な娯楽場への出入り
      - ㊪ 定期券等の不正使用
      - ㊫ 窃盗・万引き行為（同席含む）
      - ㊬ シンナー等所持及び使用（同席含む）
      - ㊭ 金品強要（同席含む）
      - ㊮ 刃物等危険物の所持及び使用
      - ㊯ 賭博又はこれに類する行為（同席含む）
      - ㊰ 深夜徘徊
      - ㊱ その他
    - イ 学習活動に関する行為
      - ㊲ 正当なる理由なく授業に出席しない（怠業）

- ㊳ 授業態度不良
- ㊴ 試験会場に不必要な物（携帯電話、スマートフォン等の情報機器）を持ち込む
- ㊵ テスト不正行為
- ㊶ 授業妨害
- ㊷ その他
- ウ 交通に関する行為
  - ㊸ 自転車の安全運転義務違反（二人乗り等）
  - ㊹ 無断免許取得及び運転、同乗
  - ㊺ 無免許運転及び同乗
  - ㊻ 暴走行為
  - ㊼ その他
- エ 学校生活に関わる行為
  - ㊽ 服装・頭髪・所持品等の違反
  - ㊾ 無許可・無届けアルバイト
  - ㊿ 家出
  - ㊽ 暴言
  - ㊽ いじめ行為
  - ㊽ 携帯電話やスマートフォン等の情報機器を使用する個人への誹謗中傷、学校への信用失墜行為
  - ㊽ 公共物破損
  - ㊽ 対生徒暴行傷害行為及び同席
  - ㊽ 不道徳な交際等
  - ㊽ 対教師暴行傷害行為及び同席
  - ㊽ 粗暴犯、凶悪犯に相当する行為
  - ㊽ 学校の秩序を著しく乱す行為もしくは生徒の本分に著しく反する行為
  - ㊽ その他、本校の生徒としてふさわしくない行為
- (4) 懲戒及び指導措置は、職員会議の審議を経て校長が決定する。